

# 社会福祉法人 北見福祉会 理事・監事・評議員等報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北見福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条、並びに定款施行細則第34条に基づき、本会の理事、監事、評議員、並びに評議員選任・解任委員（以下「役員・評議員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 報酬は、本会与委任関係にある役員・評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

## (理事会及び評議員会等への出席報酬及び費用弁償)

第3条 本会の役員・評議員等が本会の理事会・評議員会に出席したとき、及び本会の業務に携わったときは、別表1により報酬及び費用弁償（交通費、通信費、雑費等）を支払う。

2 前項における本会の業務に携わったときは、次のとおりとする。

- (1) 三役会議、各種委員会、施設長会議等との合同会議等に出席したとき
- (2) 園行事等（入園式・運動会・卒園式等）で本会を代表し出席したとき
- (3) 本会の分掌事務、その他理事長が必要と認める事務を処理したとき

## (重複支給の防止)

第4条 この規程に基づく報酬は、同一日における本会業務への重複出席に対しても1回限りの支給とする。

## (報酬及び費用弁償の支給)

第5条 報酬及び費用弁償は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員・評議員等に対しては支給しない。

3 報酬及び費用弁償の支給日は、第3条による支払事由の発生した日とする。ただし、本人の同意を得れば毎月末日に支払うことができるものとする。

## (報酬額の決定)

第6条 定款第8条に定める評議員の報酬総額のほか、役員の報酬総額は下記のとおりとする。

2 本会の全理事の報酬総額は、年間 900,000円以内とする。

3 本会の全監事の報酬総額は、年間 200,000円以内とする。

## (報酬等以外の処遇)

第7条 役員・評議員等の報酬等以外の処遇については、次のとおりとする。

2 正常な組織運営を保つため健康管理を目的とした検診を実施する。その検診内容等については、別に定める「職員健康推進助成要綱」に準じるものとし、これに要する費用は本会が負担する。

## (改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第6条追加)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。(第2条～第6条、報酬日額改正と費用弁償新設)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。(第7条、報酬等以外の処遇新設)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。(第3条、報酬日額改定)

別表1 報酬及び費用弁償（第3条関係）

名 称	報酬日額	費用弁償
理事長	7,000円	2,000円
理事・監事	5,500円	2,000円
評議員	5,500円	2,000円
評議員選任・解任委員	5,500円	2,000円